

競 技 運 営 要 綱

- 第 1 条 この要綱は、公財）茨城県サッカー協会第 1 種委員会・社会人連盟（以下『本会』という）の競技運営について定めたものである。
- 第 2 条 本会が運営するリーグ戦、トーナメント大会等の公式試合（以下『試合』という）に参加するチームは、本要綱を遵守しなければならない。
- 第 3 条 出場選手の資格
1. 選手は、財）茨城県サッカー協会第 1 種加盟団体として登録を完了した者であること。
なお、選手の資格に疑義あるときは、役員会で審議する。
 2. 財）日本サッカー協会にクラブ申請し、承認されたクラブチームに限り、当該クラブチームに登録された選手は、本会が主催する大会に出場できる。
 3. 選手は、登録されているチーム以外で試合に出場してはならない。ただし、選抜チームにおいてはその限りではない。
- 第 4 条 選手の追加登録・移籍登録
- 選手の追加が生じた場合は、公財）日本サッカー協会への選手の追加登録又は移籍登録の手続きを行い、公財）日本サッカー協会が発行する選手証が交付された時点から本会が主催する試合に出場することができる。
- 第 5 条 外国人選手の登録及び試合出場人数
- 外国人選手の試合登録及び試合出場人数は、3 名とする。ただし、予め移籍・登録の許可を公財）日本サッカー協会及び公財）茨城県サッカー協会から受理されていること。許可を受けていない外国人選手が試合登録及び出場した場合は公式試合不正出場とする。その後の処置は本要綱第 14 条に従い決定される。
- 第 6 条 選手証
1. 試合に出場する選手は、試合会場に公財）日本サッカー協会発行の選手証を持参する。
 2. 選手証には、必要事項が記入され、顔写真が貼り付けられたものであること。
 3. 選手証を持参していない選手は試合に出場できない。
- 第 7 条 競技者数
1. 試合の成立人数は、試合開始時 7 名以上 11 名以内とする。
 2. 11 名に満たない場合、試合開始時刻に遅れた選手は、予めメンバー提出用紙に登録されている場合に限り、主審の許可を受けて途中出場することができる。
- 第 8 条 最少競技者に満たない場合の措置
- 試合開始時刻又は試合途中で最小競技者数 7 名に満たない場合又は満たなくなった場合は試合不成立とし、棄権扱いとする。その後の措置は各大会要項の定めに従い決定される。
- 第 9 条 選手交替
1. 選手の交替は、メンバー提出用紙に記入してある 7 名の中から、各大会要項等で定めた人数（7 名以内）で交代することができる。
 2. 交代選手は、交代用紙に指定事項を記入し、ハーフライン付近で副審（又は予備審）に合図し、退場する選手がラインの外に出てから主審の合図で競技場に入ることができる。
- 第 10 条 ユニフォーム
1. ユニフォームは、公財）日本サッカー協会のユニフォーム規程に定めたものとする。
（チーム名の標記、シャツへの背番号、胸番号等）
 2. ユニフォームは、正・副 2 着を試合会場に持参する。
 3. ユニフォーム（シャツ・ショーツ・ソックス）の正・副とは、異なる異色の組合せと

- する。
4. 審判と同一色又は類似色は使用できない。
 5. ユニフォームはチーム全員（ゴールキーパーは除く）が同一のシャツ・ショーツ・ソックスを着用する。不揃いの選手は試合に出場できない。
 6. ユニフォームの広告掲示は公財）茨城県サッカー協会の承認を受けたものでなければならない。その他の事項は公財）日本サッカー協会ユニフォーム規程第6条、第7条、第8条による。
 7. 製造メーカーの標章の位置、サイズは、公財）日本サッカー協会ユニフォーム規程に従うものとする。
 8. 各国代表及びプロチーム等のレプリカを着用して試合に出場することはできない。
 9. アンダーウェア
 - 1) アンダーシャツは、シャツの各袖の主たる色と同一の色1色とする。又は、全く同じマルチカラーの柄とする。
 - 2) アンダーショーツ（タイツ）は、ショーツの主たる色又はショーツの裾の部分と同じ色とする。
 - 3) ソックスにテープ又は他のものを貼り付ける又は外部に着用する場合は、ソックス色と同一とする。上記着用は、同一チームの競技者は同一とする。

10. 留意事項

- 1) ユニフォームを新調（更新）する際、3項及び4項に抵触（疑義が生じる）する恐れのある場合には、製作段階（発注前に）で第1種委員会（委員長、事務局長）に申し出て、事前協議（確認）を行うこと。
- 2) 抵触（疑義が生じる）する恐れがある場合とは、以下の凡例を参考に気になる際は事前協議を行い、確認してから発注等を進めること。
 - ・ 3 項：複数色が使用され正・副色との混在や類似色（赤色とピンク色やオレンジ色、黄緑と黄色、白色とシルバー色、青と水色等）の場合。
 - ・ 4 項：複数色に黒が混在や紺色（濃紺、薄紺、藍色）、茶色、こげ茶、灰色、濃緑色及び複数色に紺色等が混在の場合。
- 3) 事前協議を行わずに新調後に疑義が生じた場合は、第1種委員会の判断（使用不可等）に従わなければならない。

第11条 審判

1. 審判は、公財）日本サッカー協会が発行する資格（審判手帳、ワッペン）を有する審判員とする。
2. 審判員は、審判服（シャツ、ショーツ、ソックス）を着用していること。

第12条 警告・退場

1. 同一大会において試合をまたがったの累積警告の回数が下記に該当した選手は、その大会の次の1試合に出場できない。
 - ① 試合数が10試合未満の場合：2回
 - ② 試合数が10試合以上の場合：3回
2. 退場処分を受けた選手は、次の公式戦1試合に出場できない。その後の措置は各大会要項の定めに従い決定される。

第13条 試合開始時刻の厳守

1. 試合開始時刻を厳守し、原則として開始時刻を遅らせてはならない。

2. 試合開始時刻に遅れた場合は、第8条に従い措置する。

第14条 賠償

本会は、スポーツ保険等には加入していないので、本会が主催する大会等における事故・怪我等はすべて自チームの責任において対処する。

(付 則)

【本要綱の改廃】

本要綱は、(公財)茨城県サッカー協会1種委員会において改廃できる。

【施行・改定日】

平成11年4月1日施行

1. この要綱は、平成12年4月1日に一部改正し、同日より施行する。
2. この要綱は、平成19年4月1日に一部改正し、同日より施行する。
3. この要綱は、平成20年4月1日に一部改正し、同日より施行する。
4. この要綱は、平成24年4月1日に一部改正し、同日より施行する。
5. この要綱は、平成25年4月1日に一部改正し、同日より施行する。
6. この要綱は、平成27年4月1日に一部改正し、同日より施行する。
7. この要綱は、平成29年4月1日に一部改正し、同日より施行する。
8. この要綱は、令和2年4月1日に一部改正し、同日より施行する。
9. この要綱は、令和6年4月1日に一部改正し、同日より施行する。
10. この要綱は、令和7年4月1日に一部改正し、同日より施行する。